

# 外国投資家による資本譲渡取引における譲渡価額に対し2% 課税へ変更の可能性

ベトナム財務省は2024年6月11日、新法人税法草案(以下「新法草案」)を 公開協議のために公表しました。主な変更点の一つは、非公開株式会社及び 有限責任会社に対し、直接または間接的に資本を保有する外国投資家による ベトナム資本の譲渡について、課税計算を見直すことです。

# 現行規制と新法草案の比較

外国投資家によるベトナムにおける資本譲渡取引に関する現行規制から新法草案への変更点は以下のとおりです。

	現行規制	新法草案
直接資本譲渡	売り手は資本譲渡益に対して 20% の税率が課せられます。 資本譲渡益は、譲渡価額かよ譲渡価額の場所では、100時間では、100時間では、100時間では、100時間では、100時間では、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100年には、100	売り手は譲渡価額に対して2%の税率が課せられます。例えば、資本を70ドルで譲渡し、100ドルで譲渡したのように計算されます。 \$100 x 2% = \$2 将来はでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

# 間接資本譲渡

(ベトナムに 子会社資本を 所有する外国 法人の資本が 譲渡される ケース) そのため、資本の間接譲渡の 買い手からすると、将来、当 該買い手の属するグループが さらに譲渡された場合のベト ナム資本譲渡税課税算定にお いて、買い手の購入価額が譲 渡資本原価と認められるかも 明らかではありません。 売り手は譲渡価額に対し て 2% の税率が課せられ ます。

現行草案でも間接譲渡の明確な規定はありません。ただし間接譲渡も対象になる場合の譲渡価額は、一定の配分方法に基づいて計算されたベトナム子会社資本に配分される譲渡価額である、とKPMGは解釈しています。

# KPMGの見解

この新法草案は、より簡素かつ明確な税金計算方法が規定されているため、 外国投資家にとって歓迎すべき変更と考えられます。これは、特に不明確な 事項が多く、複雑な資本譲渡税計算が必要な間接資本譲渡取引にとって歓迎 すべきものです。このため、この新法草案が可決されれば、現行規制におけ る資本譲渡税計算に関して、解決される問題もあるでしょう。一方、この変 更により、グループ再編のみを目的とした資本譲渡取引や財務的損失を伴う 資本譲渡取引に対する税金が増加する可能性があります。

上記のように、新法草案では、間接資本譲渡の具体的な定義が定められておらず、外国資本譲渡取引に適用される例外規定についても設けられていません。例えば、海外の株式市場における株式譲渡取引 やグループ再編を目的とした資本譲渡取引に対する除外規定はありません。

最後に、新法草案には、外国投資家に対する資本譲渡税の計算方法に関する新しい内容が含まれていますが、この草案は現在も政府機関、団体、個人などからの意見を収集している段階であるため、新法が最終化されるまでは変更される可能性があります。

当草案について、さらなるご相談を希望する場合は、KPMGまでお問い合わせください。

# **Contact us**

#### **KPMG** Limited

監査・アシュアランス業務、税務・投資・コーポレートサービス、ビジネス・アドバイザリー・サービス、 ファイナンシャル・アドバイザリー・サービス、ITコンサルティング

# **Japanese Practice**

#### Hanoi

46<sup>th</sup> Floor, Keangnam Landmark 72, E6 Pham Hung, Me Tri, Nam Tu Liem T +84 (24) 3946 1600

谷中 靖久 - HCMC 兼任 公認会計士(日本) ダイレクター E yasuhisataninaka@kpmg.com.vn

## 秋本 和宏

公認会計士(日本) シニアマネジャー E kazuhiroakimoto@kpmg.com.vn

#### 三木 拓也

公認会計士(日本) シニアマネジャー E takuyamiki@kpmg.com.vn

## 加藤 正一

公認会計士(米国) マネジャー E masakazukato1@kpmg.com.vn

**Pham Thi Thu Huong** - 日本語可 マネジャー E huongtpham@kpmg.com.vn

**Nguyen Viet Cam Van** - 日本語可 アシスタントマネジャー E vcnguyen1@kpmg.com.vn

## **Ho Chi Minh City**

10<sup>th</sup> Floor, Sun Wah Tower, 115 Nguyen Hue, Ben Nghe, District 1 T +84 (28) 3821 9266

#### 古屋 秀規

公認会計士(日本) シニアマネジャー E hfuruya@kpmg.com.vn

## 秋葉 敬幸

公認会計士(日本) マネジャー E takayukiakiba@kpmg.com.vn

#### 日野 (角間) 紀子

公認会計士(日本) マネジャー E norikohino@kpmg.com.vn

# ベトナムデスク

## 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

100-8172 東京都千代田区大手町1-9-7 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー T +81 33548 5805

#### 秋田 憲宏

公認会計士(日本)マネジャー E norihiro.akita@jp.kpmg.com

## 大阪事務所

〒 541-0048 大阪市中央区北浜3丁目5番29号日本 生命淀屋橋ビル T +81 67731 1000

#### 亀田 真之

公認会計士(日本)マネジャー E masayuki.kameda@jp.kpmg.com

#### 名古屋事務所

450-6426 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目28番12 号大名古屋ビルヂング26 T+81 52589 0500

#### 大門 亮介

公認会計士(日本) パートナー E ryosuke.okado@jp.kpmg.com

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2024 KPMG Limited, KPMG Tax and Advisory Limited, KPMG Law Limited, KPMG Services Company Limited, all Vietnamese one member limited liability companies and member firms of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.



Scan to visit our website: kpmg.com.vn Email: info@kpmg.com.vn